

庶務報告 No. 1
地域振興部
令和7年6月12日

金町区民事務所における納付済み各種保険料等の消失について

戸籍住民課

1 概要

令和6年9月25日、金町区民事務所で納付した各種保険料等の督促状が届いたとの問い合わせが複数あり、本人受領の領収書が存在するにも関わらず、納付の事実が記録に残っておらず、納付済みであることを確認する書類等が消失していることが判明した。翌日、亀有警察署に相談し、令和6年11月15日に報道機関に公表を行った。以降、亀有警察署と協力し調査を行ってきたが、原因の特定に至らなかったため、令和7年1月14日に被害届を提出したが、現時点においても解決には至っていない。

2 被害額

42件 1,385,219円（令和7年5月末現在）

3 財務会計上の処理方法

財務会計上は現金が収納されていない状態であるため、収入未済として取り扱い、令和6年度会計については、令和7年5月末をもって出納が閉鎖されたため、令和7年度への繰越処理を行っている。

4 職員の処分

令和7年3月28日付けで管理監督者について懲戒処分等が行われた。

5 賠償責任

地方自治法第243条の2の8に基づく職員の賠償責任については、監査委員に対し監査を求める。

6 その他

区民が安全安心に窓口での手続きを行えるよう、令和7年9月末を目途に全ての区民事務所の窓口カウンターに防犯カメラの設置に向けた契約事務等の手続きを進めている。